

令和 8 年

市議会 3 月定例会議案

(追加分)

知立市

令和 8 年市議会 3 月定例会議案（追加分）

所 管	番 号	案 件
土 木	議案第 2 6 号	訴えの提起について
	議案第 2 7 号	令和 8 年度知立市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第26号

訴えの提起について

道路へ通行上支障を及ぼした原因者に対する樹木の切除に要した費用の請求に関し、次のとおり訴えを安城簡易裁判所に提起し、債権回収を実現するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

知立市長 石川 智子

1 相手方

住所

氏名

2 訴えの原因及び要旨

相手方所有の土地（ ）から知立市道（ ）へ樹木の枝が越境し、道路の通行に危険かつ支障を生じさせていたため、市は当該樹木の切除を再三求めたが、相手方がこれに応じなかった。市はやむを得ず、民法（明治29年法律第89号）第233条第3項第1号に基づき、令和7年7月15日に当該樹木の切除を行い、かかった費用の支払いを相手方に請求したが、これに応じなかったため、民法第703条（不当利得の返還義務）又は民法第709条（不法行為による損害賠償）に基づきその履行を求めるもの

3 請求の趣旨

(1) 相手方に対し樹木の切除に要した費用121,000円の支払いを求めるもの

(2) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの

4 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士村山智子を訴訟代理人と定める。

(2) 相手方から請求金額全額を支払う旨の申し入れがあり、かつ、その履行が見

込まれる場合は、和解するものとする。

(3) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

提案理由

この案を提出するのは、債権回収のため、必要があるからである。